

## 資料

### インターネット上のデータへのわいせつ物陳列罪適用

大阪地方裁判所 1999年2月23日判決(確定)

関西大学園田寿教授サイト <http://w3.scan.or.jp/sonoda/>

#### 主文

被告人を懲役1年に処する。

この裁判確定の日から2年間右刑の執行を猶予する。

#### 理由

##### (罪となるべき事実)

被告人は、わいせつな図画を不特定多数のインターネット利用者に見せようとして、香川県\*\*\*の自宅において、平成10年4月4日ころから平成10年11月19日ころまでの間、インターネットを利用し、男女の性器や性交場面を露骨に撮影したわいせつな画像のデータ合計1649画像分を、レンタルサーバー会社であるアメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市\*\*\*所在の\*\*\*株式会社内に設置されたサーバー・コンピューターに順次送信し、同コンピューターの記憶装置であるディスクアレイ内に記憶・蔵置させるとともに、そのころ、日本国内5カ所、日本国外2カ所に開設した宣伝用ホームページに被告人に対し会費を支払えば右データにアクセスできる旨の日本語の説明を含む入会案内を掲載し、日本国内の被告人の銀行口座に振り込み送金して会費を支払った日本国内の不特定多数のインターネット利用者に対し、電子メールで右データのURLアドレスを連絡するなどの方法により、電話回線を使用し、右データを受信してわいせつな画像を復元閲覧することが可能な状態を設定し、日本国内から右データにアクセスしてきたMら不特定多数の者に対し、右データを受信させて、右データを再生閲覧させ、もって、わいせつ図画を公然と陳列したものである。……

##### (弁護人の主張に対する判断)

1 弁護人は、……(3)国外への情報のアップロード行為は刑法175条前段の実行行為の一部とはいえないので、国内犯として処罰することはできない旨主張する……。

4 弁護人の主張(3)について、刑法1条1項にいう「日本国内において罪を犯した」場合とは、犯罪構成事実の全部が日本国内で実現した場合に限られず、その一部が日本国内で実現した場合も含むと解される。

本件においては、日本国内において、わいせつな画像のデータのアップロード行為、すなわち、わいせつ図画の設置行為について実行の着手があり、また、右画像を不特定多数人に閲覧させるための会員制度の設営行為も日本国内からなされ、現実に日本国内において不特定多数人が右データを再生閲覧しているのであるから、犯罪構成事実の重要部分が日本国内で実現しており、刑法1条1項に規定する国内犯に該当するといえることができる。

(主文・事実関係ともほぼ上の事件に同じ)

(争点に対する判断)

弁護人は、次のとおり主張して、被告人の無罪を主張している。……

被告人がわいせつ画像データを記憶、蔵置させたサーバーコンピューターのディスクアレイの所在場所は日本国外であるから、国外犯処罰規定のない刑法一七五条を適用することはできない。…

右の点について、関係証拠により認められる事実を前提として以下順次検討する。……

一般に、我が国の刑法の場所的適用範囲については、犯罪構成要件の実行行為の一部が日本国内で行われ、あるいは犯罪構成要件の一部である結果が日本国内で発生した場合には、我が国の刑法典を適用しようと解すべきところ、インターネット通信においては、誰でもダウンロードすることを可能とするデータを伴うホームページの開設者が自己のパソコンからそのダウンロード用のデータをプロバイダーにあてて送信すれば、たとえそれが海外のプロバイダーに対して向けられたものであっても、瞬時にそのプロバイダーのサーバーコンピューターに記憶、蔵置され、その時点からは、日本国内からでも、右データに容易にアクセスしてダウンロードすることが可能となるものであり、本件では、被告人が、日本国内からアメリカ合衆国に事務所をおくプロバイダーであるUの管理するサーバーコンピューターに会員用画像データを送信して記憶、蔵置させているが、右会員用画像データに対しては、会員となってIDとパスワードを取得しさえすれば、日本国内からでも容易にアクセスし得、右会員用画像を閲覧することができるようになっていた上、Uに開設された会員用画像データを含む会員用ホームページは、日本国内のプロバイダーに開設された本件ホームページの会員用ページとして開設されたもので、その内容は日本語で構成され、本件ホームページから直接移動できるようにリンクされており、その会員も本件ホームページで募集していたものであるから、右会員用画像データは、当初から、専ら日本国内の者が閲覧することが予定され、しかも、それが容易に可能となる措置も講じられていたものということができ、実際にも右会員用画像データにアクセスしてこれを閲覧した者の殆どは日本国内の者であったことは、被告人自身も認めているところである。

以上に鑑みると、本件において、被告人が海外プロバイダーであるUのサーバーコンピューターに会員用のわいせつ画像データを送信し、同コンピューターのディスクアレイの所在場所が日本国外であったとしても、それ自体として刑法一七五条が保護法益とする我が国の健全な性秩序ないし性風俗等を侵害する現実的、具体的危険性を有する行為であって、わいせつ図画公然陳列罪の実行行為の重要部分に他ならないといえる。したがって、被告人が右のような行為を日本国内において行ったものである以上、本件については刑法一七五条を適用することができる。

## Yahoo!オークション事件

2000/04? 反人種差別・ユダヤ人差別連盟(LICRA)、フランスユダヤ人学生連合(UEJF)、Yahoo!を刑法典 R645-1 違反容疑で告訴。Action civile (私訴)による。

- 2000/05/22 パリ大審裁判所(Tribunal de grande instance de Paris)、急速審理命令(Ordonnance de référé)。裁判管轄権を暫定的に認める。
- 2000/11/20 パリ大審裁判所、第二回急速審理命令。裁判管轄権を確認。Yahoo !に対策を命令(間接強制)。
- ??? Yahoo !、オークションサイトからナチ関連商品の一部を排除。
- ??? LICRA、カリフォルニアの連邦執行官 Marshal's Office にパリ大審裁判所の命令執行を請求。Yahoo !、パリ大審裁判所命令は合衆国において承認も執行も出来ない(neither cognizable nor enforceable)という宣言的判決を求めて提訴。
- 2001/06/07 合衆国カリフォルニア北部連邦地裁サンノゼ支部(United States District Court for the Northern District of California, San Jose Division)、管轄権を認める。
- 2001/11/07 同支部、承認執行不可能との判決を下す。

## Helms-Burton Act (キューバ制裁法) 1996年

略称 "Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996"

朝日新聞東京版 1996年3月7日夕刊2面

米下院は六日、キューバへの経済制裁を強化する法案を、賛成三三六票、反対八六票で可決した。上院はすでに五日、大差で可決しており、法案はクリントン米大統領の署名を得て法律となる。キューバ軍機が米民間機を撃墜した事件を受け、大統領は法案支持に転じている。しかし、外国企業に対する補償訴訟を認めた条項については、反対する各国の意向に配慮し、法案で認められた六カ月ごとの効力停止の権限を使う公算が大きい。

法案ではまず、米国がすでにキューバに対して行っている経済制裁を緩和、解除するには、議会の承認が必要とし、大統領の動きをしばった。そのうえで、(1)現在、米国民となっている者が、キューバ政府に没収された資産を使っている外国企業に対し補償要求訴訟を起こすことを認める(2)こういった資産を使う外国企業員の米国入りを拒否できる(3)大統領は国際社会が制裁に同調するよう努力する などを決めた。

だが(1)の条項に関しては、ホワイトハウスの意向をいれて、大統領に六カ月ごとに効力を停止する権限を与えており、ホワイトハウスはこの権限を行使し続け、実質的に「骨抜き」にしたい意向を示している。

法律抜粋 <http://thomas.loc.gov/> で検索可

SEC. 3. PURPOSES.

The purposes of this Act are--

(1) to assist the Cuban people in regaining their freedom and prosperity, as well as in joining the community of democratic countries that are flourishing in the Western Hemisphere;...

SEC. 4. DEFINITIONS.

(4) CONFISCATED- As used in titles I and III, the term `confiscated' refers to--

(A) the nationalization, expropriation, or other seizure by the Cuban Government of ownership or control of property, on or after January 1, 1959--

- (i) without the property having been returned or adequate and effective compensation provided; or
- (ii) without the claim to the property having been settled pursuant to an international claims settlement agreement or other mutually accepted settlement procedure; and

(B) the repudiation by the Cuban Government of, the default by the Cuban Government on, or the failure of the Cuban Government to pay, on or after January 1, 1959--

- (i) a debt of any enterprise which has been nationalized, expropriated, or otherwise taken by the Cuban Government;
- (ii) a debt which is a charge on property nationalized, expropriated, or otherwise taken by the Cuban Government; or
- (iii) a debt which was incurred by the Cuban Government in satisfaction or settlement of a confiscated property claim...

(13) TRAFFICS- (A) As used in title III, and except as provided in subparagraph (B), a person `traffics' in confiscated property if that person knowingly and intentionally--

- (i) sells, transfers, distributes, dispenses, brokers, manages, or otherwise disposes of confiscated property, or purchases, leases, receives, possesses, obtains control of, manages, uses, or otherwise acquires or holds an interest in confiscated property,
- (ii) engages in a commercial activity using or otherwise benefiting from confiscated property, or
- (iii) causes, directs, participates in, or profits from, trafficking (as described in clause (i) or (ii)) by another person, or otherwise engages in trafficking (as described in clause (i) or (ii)) through another person,

without the authorization of any United States national who holds a claim to the property.

#### SEC. 205. REQUIREMENTS AND FACTORS FOR DETERMINING A TRANSITION GOVERNMENT.

(a) REQUIREMENTS- For the purposes of this Act, a transition government in Cuba is a government that--...

(7) does not include Fidel Castro or Raul Castro...

#### SEC. 302. LIABILITY FOR TRAFFICKING IN CONFISCATED PROPERTY CLAIMED BY UNITED STATES NATIONALS.

(a) CIVIL REMEDY-

(1) LIABILITY FOR TRAFFICKING- (A) Except as otherwise provided in this section, any person that, after the end of the 3-month period beginning on the effective date of this title, traffics in property which was confiscated by the Cuban Government on or after January 1, 1959, shall be liable to any United States national who owns the claim to such property for money damages in an amount equal to the sum of--

- (i) the amount which is the greater of--
  - (I) the amount, if any, certified to the claimant by the Foreign Claims Settlement Commission under the International Claims Settlement Act of 1949, plus interest;
  - (II) the amount determined under section 303(a)(2), plus interest; or
  - (III) the fair market value of that property, calculated as being either the current value of the property, or the value of the property when confiscated plus interest, whichever is greater; and
- (ii) court costs and reasonable attorneys' fees.